

大洗町防災士育成事業補助金交付要綱

(平成 31 年 4 月 26 日告示第 28 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域住民の自助、共助の意識の高揚を図るとともに、地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成するため、防災士の資格の取得に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、大洗町補助金交付に関する規則（昭和 52 年大洗町規則第 22 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、防災士とは、自助・共助・協働を原則として、地域社会の様々な場で減災と地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのための十分な意識・知識・技能を有するものとして、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証を受けた者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、茨城県が開講するいばらき防災大学を受講し、防災士の資格を取得しようとする者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 地域における防災の担い手として防災活動に参加する意思のある者
- (3) 防災士の資格の取得に係る他の補助、助成等を受けてなく、かつ、受ける予定のない者
- (4) 町税その他の町の負担金、使用料等の滞納がない者

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) いばらき防災大学受講に係る教本代
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録料

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の交付は、1 人につき 1 回限りとし、交付額は前条に規定する補助対象経費の合計額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大洗町防災士育成事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状又は防災士証の写し
 - (2) 補助対象経費の支払いを証する書類
- 2 前項の申請の提出期限は、防災士の認証登録を受けた日から1年間とする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、大洗町防災士育成事業補助金交付（却下）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたときは、当該補助金に係る決定を取り消し、又は当該交付した補助金の額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。